

コンビニエンスストア証明書発行サービス停止中における各種証明書の請求方法について

次の3つの方法がございます。ご不便をおかけいたしますが、いずれかの方法によりご請求くださいますようお願ひいたします。

1 本市窓口へお越しいただく方法

【対象となる方】

- ・豊川市にお住まいの方
- ・印鑑登録証明書が必要な方

【必要な持ち物】

マイナンバーカード等の本人確認書類、印鑑登録証明書の場合は印鑑登録証

【窓口の営業時間帯】

- ・本庁舎1階市民課、各支所（一宮、御津、音羽、小坂井）

平日の午前8時30分から午後5時15分まで

- ・プリオ窓口センター

午前10時から午後7時まで（プリオビル休業日を除く）

2 本市以外のお近くの市町村窓口でご請求いただく方法

【対象となる者】

遠方にお住まいの方など、本市窓口へお越しいただくことが困難な方

【発行できる証明書の種類等】

本市の住民票や本市に本籍地のある戸籍謄本をご請求いただけます。ただし、本籍地入りの住民票、戸籍抄本、戸籍の附票、印鑑登録証明書は交付できません。

【必要な持ち物】

マイナンバーカード等の公的機関が発行する顔写真付きの本人確認書類

3 郵送でご請求いただく方法

【対象となる方】

- ・ いずれの窓口にもお越しいただくことが難しい方
- ・ 遠方の方のうち、2の方法では発行されない証明書（印鑑登録証明書を除く）が必要な方

【請求方法等】

郵送請求用の申請書に必要事項を記入のうえ、以下の必要書類等を同封し、本市市民課宛まで郵送していただくようお願いいたします。請求できる証明書の種類、申請書様式、請求方法等の詳細については、本市ホームページをご覧ください。

【必要書類等】

- ・マイナンバーカード等の本人確認書類の写し
- ・各種証明書の発行手数料と同額の定額小為替証書（郵便局でご購入いただけます。）
- ・返信用封筒（申請者様の住所及び氏名をご記入のうえ、110円切手を貼ってください）

【郵送宛先】

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地 豊川市役所市民課あて

【郵送請求にかかる本市ホームページURL】

https://www.city.toyokawa.lg.jp/soshiki/shimin/s_shimin/2/2/6/2514.html